

大田区からのお知らせ

平成 30 年 4 月

石綿含有仕上塗材の除去等作業について

建築物等の内外装の仕上に用いられている仕上塗材には、塗膜のひび割れやダレを防止するために、石綿を含有するものが使用されてきました。

石綿を含有する仕上塗材は、建築物等に使用されている状態では安定しており石綿が飛散する可能性は小さいと云えます。しかしながら、建築物等を解体、改造、補修工事において、石綿含有仕上塗材の除去等をする際に、石綿が飛散する可能性が指摘されています。

石綿含有仕上塗材の除去等に際して、環境省より平成 29 年 5 月に「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」の通知、及び東京都より平成 29 年 12 月「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」・「アスベスト成形板対策マニュアル」が改訂され、石綿飛散防止の措置等が示されました。

大田区では、環境省及び東京都から示された石綿含有仕上塗材の除去等作業に際しての石綿飛散防止対策が適切に講じられていることを確認するため法律及び条令に基づく届出、及び大田区特定粉じん排出等作業事務取扱要領に基づき報告を受けることになりました。
(平成 30 年 6 月 1 日より実施。)

1. 石綿含有仕上塗材が吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には、大気汚染防止法施行令第 3 条の 3 第 1 号の「吹付け石綿」に該当するものとして扱うこととなります。石綿含有仕上塗材を除去等の作業を行うに際しては、大気汚染防止法第 18 条の 15 及び環境確保条例第 124 条に基づく届出をすることとなります。(施工開始日の 14 日前までに。)
2. 石綿含有仕上塗材の施工方法が明らかではない場合においては、「吹付け石綿」とみなして、法及び条例に基づく届出をすることとなります。(施工開始日の 14 日前までに。)
3. 石綿含有仕上塗材が吹付け工法以外の工法（ローラー塗り等）により施工されたことが明らかな場合には、適切な飛散防止措置を講じることが求められるため、「大田区特定粉じん排出等作業事務取扱要領」に基づき報告を求めることとなります。(施工開始日の 7 日前までに。) また、下地調整塗材のみに石綿が含有されている場合も同様とします。
4. 軽微な作業で適切な石綿等飛散防止措置が講じられていると区長が認める場合は、届出等は不要となります。

※ 裏面を、ご覧ください。

※ 詳細につきましては、ホームページ（近日中に更新予定）をご覧ください。

※ ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

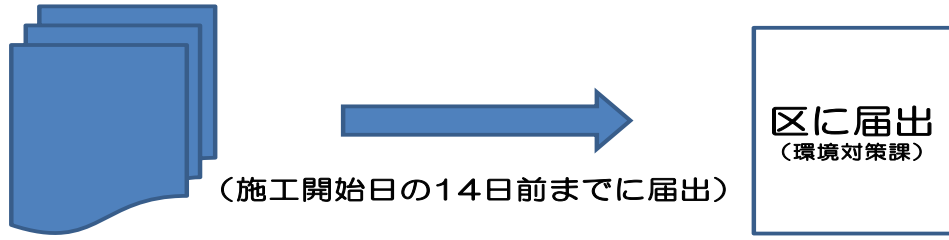
大田区環境清掃部

環境対策課 環境調査指導担当

03-5744-1369 (直)

(裏面)

1. 吹付け工法が明らかな場合



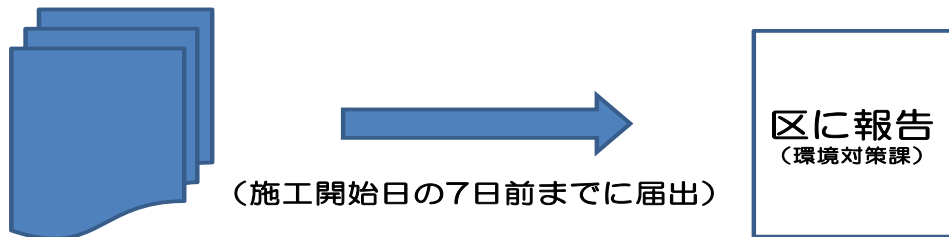
- 特定粉じん排出等作業実施届出書 (法律)
- 石綿飛散防止方法等計画届出書 (条例)

2. 工法が不明の場合(吹付け石綿とみなす)



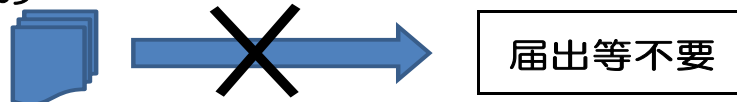
- 特定粉じん排出等作業実施届出書 (法律)
- 石綿飛散防止方法等計画届出書 (条例)

3. 吹付け工法以外 (ローラー塗り等) の工法が明らかな場合 (下地調整塗材のみに石綿の含有が確認された場合を含む)



石綿飛散防止方法等計画報告書 (区要領)

4. 軽微な作業で適切な飛散防止措置が講じられていると認められるもの



(1) 軽微な作業：建築物の部分補修、及び設備の更新等に伴う小規模な作業をいう。

(2) 適切な飛散防止措置

- ①集じん装置付ディスクグラインダーケレン工法
- ②集じん装置併用手工具ケレン工法
- ③超音波ケレン工法 (HEPAフィルター月掃除機併用)
- ④水循環式ドリルによる穿孔工法
- ⑤その他区長が適切と認めたもの